

令和7年度兵庫県薬物乱用対策推進会議取組事業

目標1：青少年薬物乱用防止対策の強化

1 現状と課題

(1) 現状

大麻事犯については、近年増加傾向にあり、令和6年においては6,078人が検挙され、前年から404人減少したものの、大麻乱用期の渦中にあるといえる。特に、検挙者の73.7%が20歳代以下の青少年であり、県内においても令和6年の大麻事犯の検挙者のうち、20歳代以下の青少年が73.2%を占めており、他の規制薬物に比べ若年層の割合が高いことが挙げられる。(表3-2、表3-3)

また、令和6年に警察庁が実施した大麻乱用者実態調査では、大麻を初めて使用する年齢は29歳以下が81.3%を占め、若いほど誘われて使用する比率が高く、覚醒剤と比べて危険性の認識率が低いことが判明している。

県内では、平成30年に姫路市内の中学生がSNSを通じて大麻を譲り受けようとする事案が発生した他、令和5年には高校生を含む男女6人が、自らが大麻を吸うための資金を得るために、SNSで大麻を密売する事案も発生し若年層の間ではインターネット上で情報を収集し、売買が行われていることが窺える。そのインターネット上では「大麻は有害性がない」等の誤った情報が氾濫しており、青少年の大麻乱用の拡大につながっていると推測される。

そのため、児童生徒が、薬物乱用の危険性・有害性について正しい知識をもち、薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させることができるよう、小学生・中学生・高校生に対する薬物乱用防止教育、啓発活動として、各学校における薬物乱用防止教室を開催している。(表1-4)

また、少年の覚醒剤事犯・大麻事犯検挙者の内、児童生徒以外の有職・無職少年が占める割合は高く、薬物乱用防止教育が十分に行き届いていない可能性があると考えられるため、対象者の生活状況に合わせた、より一層の啓発活動の強化が必要と考えられる。

(表1-1、表1-3)

(2) 課題

ア 薬物乱用防止教室は、積極的に実施されているものの、全ての中学校・高等学校での開催に至っていないことから、今後も引き続き関係機関が連携し、教育活動全体で薬物乱用防止教室を継続的に取り組んでいく必要がある。

イ 少年の薬物乱用事犯にあっては、地域社会で孤立しがちな少年によるものが懸念されることから、家庭（保護者）を含めた地域社会全体でこれらの少年を見守る社会気運を醸成し、薬物乱用防止啓発活動を推進していく必要がある。

- ウ インターネット上の違法・有害サイトを通じての薬物汚染が懸念されている現状を踏まえ、青少年が使用する携帯電話やスマートフォン、パソコン等のフィルタリング利用に対する広報啓発活動や薬物に関するネット上の違法・有害情報を排除していくとともに、デジタル世代に向けた啓発に取り組んでいく必要がある。
- エ 児童生徒が、薬物乱用の危険性・有害性のみならず、薬物乱用は、好奇心・投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、断りにくい人間関係等社会環境などによって助長されること、また、それらに適切に対処する必要があることを理解できるよう、大麻乱用防止に向けた青少年へのメッセージ(令和元年度兵庫県薬物乱用対策推進会議決定)及び「まやタン」(兵庫県薬物乱用対策推進会議マスコット)を活用しながら、学校等における薬物乱用防止のための指導・教育の充実、地域における未然防止対策の強化、広報啓発の強化を行っていく必要がある。
- オ 薬物乱用防止教育に触れる機会が少ない有職・無職少年にあっては、SNS を活用する等の生活状況に合わせた手法を用いた啓発に取り組んでいく必要がある。
- カ 若年層による一般用医薬品のオーバードーズ(多量摂取)の増加が深刻な問題となっていることから、薬物乱用防止教室等において薬物乱用について正しい知識を伝えていくとともに、オーバードーズするに至る背景にある「つらい気持ち」や「生きづらさ」について、1人で悩まず相談できる体制作りを含め、関係機関との連携を強化していく必要がある。

「誘われて」・「興味本位で」はカッコ悪い！ ～大麻は有害です～

1 誤解：大麻は無害だと思っ ていませんか？

「大麻は害がない」といった誤った情報がSNSなどで拡散して
いますが、その害は覚醒剤などの薬物と変わりありません。

大麻を使うとやめられなくなり、見えないものが見えると感じたり、何もやる気がしない状態などを引き起こし、社会生活に適応できなくなります。

2 人に流されて：あなたは、大麻を断れますか？

友人や先輩などから大麻を勧められた際に、「仲間外れにされたくない」とか「先輩には逆らえない」といった気持ちを優先して、大麻に手を出してしまう人もいます。大麻を勧める人が、あなたにとって「本当に大切な人」ですか？

断ることが、あなた自身を守ることです。

3 思い込み：自分だけなら誰にも迷惑をかけない、と思っ ていませんか？

大麻を使用すると、築いてきた信頼を失い、自分の未来も身近にいる大切な人たちの人生もめちゃくちゃにしまいます。

あなたとあなたの大切な人の夢や将来(未来)に大麻は必要ありません。

No Drugs

令和元年8月5日

兵庫県薬物乱用対策推進会議

～青少年へのメッセージ～

兵庫県薬物乱用対策推進会議
マスコット まやたん



2 [目標1：青少年薬物乱用防止対策の強化]のための対策と取組内容(太字は重点事業)

対 策	取 組 内 容
(1) 学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実強化	<p>ア 小・中学校への啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬物乱用防止教室、その他活動の推進(研修、広報、啓発、調査、巡視補導)(医、薬、体保、義務、市教、警、保医、保、指導員) ・ 校内研修の実施(義務、市教) ・ 中学校における薬物乱用防止活動の推進(研修、広報、啓発、調査、巡視補導)、薬物乱用実態調査(市教) <p>イ 高等学校への啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬物乱用防止教室の推進(近麻、医、薬、体保、高校、市教、警、保医、保、指導員) ・ 校内研修の実施(高校、市教) <p>ウ 大学・専修学校・各種学校への啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬物乱用防止啓発資材の配布(近麻、警、県生、保医、保、指導員) ・ 大学生等への薬物乱用防止講習会の実施(近麻、警、保医、保、指導員) ・ 大学生と協力した薬物乱用防止啓発運動の実施(近麻、薬) ・ 大学生、高校生等を対象とした、薬物を含む依存症にかかる啓発活動の実施(福) <p>エ 教職員等の資質向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 薬物乱用防止教室推進事業(指導者養成事業)【講習内容の充実、各校の実践例の共有、学校保健に関する研修(近麻、体保) ・ 生徒指導担当教員等への研修(義務、市教) ・ 地区別生徒指導研究協議会の研修(義務) ・ 県立学校生徒指導部長会等の研修、地区別生徒指導協議会の研修(高校) ・ 学校保健主事・担当者研究協議大会、県立学校保健部長会の研修、新規採用養護教諭研修、養護教諭経験者研修(近麻、体保) <p>オ 医薬品の適正使用の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 学校薬剤師による各学校での学校保健委員活動・薬育教室(薬) ・ タバコをゲートウェイドラッグと位置付け、薬物乱用防止教室を開催(薬)

<p>(2) 有職・無職少年に対する啓発の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職業安定所での薬物乱用防止啓発ポスターの掲示（労） ・ 自動車教習所での薬物乱用防止啓発ポスターの掲示（保医） ・ 駅前や繁華街等での薬物乱用防止街頭キャンペーンの実施（医、薬、保医、保、指導員） ・ SNSを利用した啓発の実施（保医）
<p>(3) 家庭や地域における薬物根絶意識の醸成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬物乱用防止指導員の設置（保医） ・ 薬物乱用防止指導員協議会への助成（保医） ・ 薬物乱用防止指導員拡充事業（保医） ・ 麻薬禍等撲滅地区組織の指導育成（保医、保、指導員、麻地） ・ 「青少年育成スクラム会議」の開催（県生） ・ 青少年愛護条例の普及啓発及び適正な運用（県生） ・ 青少年育成関係者が集まる会議等での対策の必要性の説明（県生） ・ 「子どもの冒険ひろば」へ啓発資材を配布（保医、県生、保） ・ 補導活動の実施（市教、県生）
<p>(4) 広報啓発活動の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自動車運送事業運行管理者講習会での普及啓発（運輸） ・ 薬物乱用防止啓発資材の作成、不正大麻・けし撲滅運動の展開（保医、保） ・ 「大人が変われば子どもも変わる」キャンペーンの実施（県生） ・ 兵庫県薬物乱用対策推進会議マスコット「まやタン」の活用（保医、指導員） ・ 公共施設への啓発資材配布等の充実・強化（保医、保） ・ 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動、麻薬・覚醒剤・大麻乱用防止運動の展開（医、薬、保医、保、指導員、海保） ・ 薬剤師会薬事情報センター及びホームページにおける情報提供や適正使用の推進（薬） ・ 地元医師会、薬剤師会等関係団体と連携した啓発活動等協力体制の充実（医、薬、保医、保、指導員） ・ インターネットを活用した、薬物を含む依存症支援の啓発や、大学生、高校生等を重点とした啓発の強化（福） ・ 自助グループ等民間団体が行う研修、セミナー等啓発活動に対する補助（福） ・ 処方薬・市販薬の乱用防止についてホームページで啓発（保医） ・ ショッピングモールやイベント会場での啓発動画の放映（保医）

<p>(5) 関係機関等による相談体制の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬物に関する相談窓口の設置及び普及啓発の強化（警、近麻、保医、精保、保） ・ 薬物を含む依存症にかかる相談をひょうご・こうべ依存症対策センターで実施（精保） ・ 自助グループ等民間団体が行う相談活動やミーティング等に対する補助（福）
<p>(6) 危険ドラッグ等、多様化する乱用薬物に関する啓発等の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 上記のあらゆる機会を活用した資料配布、講演の実施（医、薬、体保、義務、高校、市教、警、保、指導員、麻地、県生、近麻、運輸、精保、保医）

「労」は兵庫労働局、「医」は、県医師会、「薬」は、県薬剤師会、「体保」は、県教育委員会体育保健課、「義務」は、県教育委員会義務教育課、「高校」は、県教育委員会高校教育課、「市教」は、神戸市教育委員会、「警」は、警察、「保医」は、県保健医療部、「福」は県福祉部、「保」は、保健所設置市、「指導員」は、兵庫県薬物乱用防止指導員協議会、「麻地」は、麻薬対策地区協議会、「県生」は、県県民生活部、「近麻」は、近畿厚生局麻薬取締部、「運輸」は、神戸運輸監理部兵庫陸運部、「精保」は、県精神保健福祉センター、「海保」は、神戸海上保安部

3 指標

表1-1 有職・無職少年の覚醒剤事犯の検挙人員

		R2	R3	R4	R5	R6
兵庫県	少年検挙人員	6	10	7	5	5
	うち有職少年	1	4	1	2	3
	うち無職少年	3	5	4	1	2
全国	少年検挙人員	96	115	103	106	113
	うち有職少年	38	50	41	37	42
	うち無職少年	44	47	44	50	48

兵庫県警察本部調べ

表1-2 有職・無職少年のシンナー乱用による検挙人員

		R2	R3	R4	R5	R6
兵庫県	少年検挙人員	0	0	0	0	0
	うち有職少年	0	0	0	0	0
	うち無職少年	0	0	0	0	0
全国	少年検挙人員	3	4	6	1	2
	うち有職少年	1	4	4	0	0
	うち無職少年	2	0	1	1	2

兵庫県警察本部調べ

表1-3 有職・無職少年の大麻事犯の検挙人員

		R2	R3	R4	R5	R6
兵庫県	少年検挙人員	70	57	74	86	90
	うち中学生	※	※	※	1	3
	うち高校生	9	11	7	17	17
	うち大学生	※	※	※	4	1
	うち有職少年	37	27	47	52	56
	うち無職少年	19	14	14	12	13
全国	少年検挙人員	853	994	912	1,222	1,128
	うち有職少年	453	502	507	633	569
	うち無職少年	182	192	170	216	226

兵庫県警察本部調べ

表 1 - 4 兵庫県内における薬物乱用防止教室開催状況（年度集計）

学校種	R1 (H31)	R2	R3	R4	R5	
	開催率	開催率	開催率	開催率	開催率 (公立)	開催率 (私立)
小学校	※	※	41.7%	47.6%	54.0%	0.0%
中学校	※	※	58.5%	75.1%	82.5%	31.6%
高等学校	※	※	74.4%	95.8%	95.8%	45.1%
中等教育校	※	※	100.0%	100%	86.5%	39.3%
合計	※	※	51.4%	60.9%	66.9%	35.0%

県教育委員会、神戸市教育委員会、兵庫県調べ

※ 新型コロナウイルス感染症の対応を踏まえ、文部科学省が調査を中止

目標 2 : 再乱用防止対策の強化

1 現状と課題

(1) 現状

薬物依存は、依存者本人だけにとどまらずその家族にとっても耐えがたい苦痛であり、薬物依存者への社会復帰を支援するとともにその家族を支えていくことが、速やかな社会復帰につながる事となる。

< 県の取組み >

健康福祉事務所、保健所設置市保健所等に薬物相談窓口を設置して薬物相談に応じるとともに、県精神保健福祉センターにおいて、薬物関連問題に関する家族教室の開催及び医師等による専門的な個別相談指導を行い、地域社会における薬物の再乱用防止対策を推進している。

更に、同センター内の「ひょうご・こうべ依存症対策センター」において、相談体制の強化をはじめ、薬物を含む依存症対策を総合的に推進する。

また、薬物依存症患者が地域で適切な医療が受けられるよう、専門的な医療を提供できる医療機関を、治療拠点機関、専門医療機関として選定するとともに、県内の医療従事者等のスキルアップを目的とした研修を実施している。

さらに、自助グループ等民間団体との協働による啓発、相談体制の拡充や、大学生、高校生等若者世代を対象とした啓発、インターネットを活用した啓発を強化することで、薬物依存症に関する正しい知識の理解を進め、薬物を含めた依存症対策を推進する。

< 刑事施設の取組み >

刑事施設(刑務所、拘置所)においては、平成 18 年 5 月から「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」が施行(平成 19 年 6 月に「刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律」に改正)され、処遇の個別化の理念の下、受刑者に対し、矯正処遇として改善指導や教科指導を受けることを義務づけることになった。

薬物事犯受刑者に対しては、特別改善指導(薬物依存離脱指導)として指導カリキュラムを策定し計画的に指導して、改善更生及び円滑な社会復帰を目指している。

< 保護観察所の取組み >

保護観察所においては、平成 28 年 6 月の刑の一部執行猶予制度の施行に合わせ、薬物依存対象者に対する処遇が一層充実・強化された。

薬物依存のある保護観察対象者のうち、特別遵守事項によって受講を義務付けられた者(主に刑の一部執行猶予者及び仮釈放者。なお、仮釈放者については、従前 6 月以上の仮釈放期間があることが受講義務の要件であったが、令和 6 年 10 月からは 3 月以上の仮釈放期間がある者(令和 7 年 9 月末までは 4 月以上の仮釈放期間とする経過措置あり)へと要件が変更された)に対しては、スマーブを基礎とした『薬物再乱用防止プログラム(「簡易薬物検出検査」とワークブックにより進める「教育課程」とを併せて行うもの)』を集団で実施している。

令和 5 年 12 月にはプログラム教育課程で用いるワークブックの内容が改訂され、更に、増加する大麻事犯者に対応するため、大麻事犯者を対象としたワークブックが新しく導入された。

今回の保護観察処分前に依存性薬物の自己使用又は所持による保護処分歴がある、又は、現に依存性薬物の日常的な使用が認められ、当該使用を制御することが困難と認められるなど、依存性薬物の使用を反復する傾向が認められる、18歳以上の保護観察処分少年及び少年院仮退院者のうち、特別遵守事項によって受講を義務づけられた対象者には、個別でプログラムを実施している。

同プログラムは先に2週間に1回（計5回）のコアプログラムを実施し、その後月1回のステップアッププログラムを行う。プログラムには精神医療機関やダルク等の支援団体に実施補助者として協力を得て、内容を充実するとともに、保護観察終了後も地域の治療・支援につながるよう努めている。

また、保護観察の理由となった犯罪・非行の内容に関わらず、規制薬物等への依存が認められる精神医療機関や支援団体の治療や援助を受けるように指示する従前からの「通院等指示制度」に加え、令和5年12月からは、薬物事犯に限らず依存に起因する犯罪的傾向を改善するための指導監督の一環として、更生保護事業を営む者その他適当な者が行う専門的な援助を受けるように指示する「受講等指示制度」が設けられた。

後者の「受講等指示制度」は、通院等指示と同様に、原則は本人の同意に基づき行われ、その治療や援助の情報は保護観察所に提供される仕組みである。また通院・受講等を指示された者が薬物再乱用防止プログラムの対象である場合には、同プログラムが延期又は免除され、指示された通院・通所先における援助等を活用する動機付けとともに地域の治療や支援につなげる仕組みとなっている。また、プログラムの対象とならない薬物依存対象者についても、従来通り、任意で希望する者に対して、簡易薬物検出検査を実施し、断薬に向けた本人の努力をサポートしている。

薬物使用で受刑している者や保護観察を受けている者の家族や引受人に対する薬物依存治療をテーマとした講座も定期的で開催している。

一方、平成29年には新たに厚生労働省から「依存症対策総合支援事業」について示されていることもあり、同事業も踏まえ、薬物依存症者の支援に関係する機関との連携体制を構築していく。

<取締機関の取組み>

警察においては、平成22年12月から、初犯の薬物事犯者やその家族等に対して関係機関及び民間団体が実施する薬物再乱用防止教育事業について教示するなど、再乱用防止対策に関する情報を提供している。

麻薬取締部においては、平成23年8月から保護観察のつかない執行猶予判決を受けた初犯の薬物乱用者（以下、「初犯者等」と言う。）に対する再乱用防止プログラムを開始し、平成25年1月からは対象者を初犯者等以外の者にも拡大して実施している。

<少年鑑別所の取組み>

少年鑑別所では、薬物非行等に及んだ被収容少年に対して、面接や心理検査等を実施して非行のメカニズムを解明するとともに、再乱用に及ばないための指針等を策定し、保護観察所や少年院といった処遇機関に引き継いでいる。

また、平成27年の少年鑑別所法施行に伴って、法務少年支援センターを併設し、地域援助業務として個人や関係機関からの心理相談にも応じている。薬物の問題を抱えた対象者には、カウンセリングや心理アセスメントの他、法務省矯正局作成のワーク

ブック「薬物について考えよう」を通して、薬物乱用防止に向けた助言・指導を行っている。

(2) 課 題

ア 薬物事犯者の再犯率が高い。

イ 薬物依存者治療のための医療体制整備の強化が必要である。

ウ 薬物依存者の社会復帰の支援と、その家族への相談・支援体制の充実が必要である。

エ 各相談窓口における相談体制の充実が必要である。

2 [目標2：再乱用防止対策の強化] のための対策と取組内容

対 策	取 組 内 容
(1) 薬物依存・中毒者の医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療体制の確保(こ) ・ 薬物に関する専門研修にかかる情報提供(保医、福) ・ 夜間・休日における精神科救急医療体制の充実(後遺症対応)(福) ・ 薬物依存症にかかる治療拠点機関、専門医療機関の選定及び、依存症患者への支援や回復に向けた関係機関との連携方策や支援体制の強化を図るための支援者研修を実施(福)
(2) 薬物乱用者の社会復帰に対する支援の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 覚醒剤等薬物事犯受刑者に対する薬物依存離脱指導カリキュラムの充実(刑、拘) ・ 麻薬中毒者の把握、麻薬中毒者等観察指導の実施(近麻、保医) ・ 薬物乱用少年に対する相談等(警、近麻、保医、保) ・ 一部執行猶予制度施行後の薬物再乱用防止プログラムの充実化(保観) ・ 薬物依存症の治療を実施している専門医療機関や自助グループの開拓と連携強化(保観、福) ・ 薬物依存のある保護観察対象者を地域の医療機関や自助グループの治療・支援につなげる。(保観) ・ 薬物相談窓口の開設及び普及啓発の充実強化(ホームページによる公開等)(警、近麻、保医、精保、保、福) ・ 薬物を含む依存症にかかる相談をひょうご・こうべ依存症対策センターで実施(精保) ・ 薬物依存離脱指導にダルク等の外部講師等の指導を積極的に取り入れる。(刑、拘) ・ 保護観察の付かない執行猶予判決を受けた者及び自ら薬物との関係を絶ちたいと真摯に望む薬物乱用者に対する再乱用防止プログラムの実施(近麻) ・ 自助グループ等民間団体が行う活動(相談、ミーティング、セミナー、啓発等)に対する補助(福)
(3) 薬物乱用者の家族への相談体制・支援等の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 医療機関、ダルク、自助グループ、司法関係機関等と連携した家族教室の開催及び専門医等による個別相談指導(精保) ・ 精神保健福祉センター、ダルク、ナラノン等と連携した家族等への講習会の実施(保観) ・ 薬物相談窓口対応及び普及啓発の充実強化(ホームページによる公開等)(警、近麻、保医、精保、保)

(4) 青少年の再乱用防止対策の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬物乱用少年に対する相談等のフォローアップ(警) ・ 薬物乱用少年に対する専門家と連携した立ち直り支援(警) ・ 薬物事犯関係の保護観察対象少年の問題性に着目した処遇及び薬物再乱用防止プログラムの実施(保観) ・ 薬物乱用に係る問題を抱えた少年に対する心理支援(鑑)
----------------------	--

「警」は、警察、「近麻」は、近畿厚生局麻薬取締部、「保医」は、県保健医療部、「福」は、県福祉部、「こ」は、県立ひょうごこころの医療センター、「保」は、保健所設置市、「刑」は、神戸刑務所、「拘」は、神戸拘置所、「精保」は、県精神保健福祉センター、「保観」は、保護観察所、「鑑」は、神戸少年鑑別所

(注釈)

ダルク(DARC)

ドラッグ(DRUG=薬物)のD、アディクション(ADDICTION=嗜癖、病的依存)のA、リハビリテーション(REHABILITATION=回復)のR、センター(CENTER=施設、建物)のCを組み合わせた造語で、覚醒剤等の薬物から解放されるためのプログラムを持つ民間の薬物依存症リハビリ施設。

3 指標

表 2-1 薬物再乱用防止プログラムの開始人員（実人員）

	仮釈放者		保護観察付 執行猶予者		合 計
	全部実刑		全部猶予		
令和 2 年	全部実刑	33	全部猶予	15	119
	一部猶予 (仮釈放)	47	一部猶予 (実刑終了)	※24	
令和 3 年	全部実刑	26	全部猶予	16	96
	一部猶予 (仮釈放)	27	一部猶予 (実刑終了)	27	
令和 4 年	全部実刑	26	全部猶予	21	103
	一部猶予 (仮釈放)	49	一部猶予 (実刑終了)	7	
令和 5 年	全部実刑	26	全部猶予	11	92
	一部猶予 (仮釈放)	34	一部猶予 (実刑終了)	21	
令和 6 年	全部実刑	32	全部猶予	9	95
	一部猶予 (仮釈放)	28	一部猶予 (実刑終了)	26	

(神戸保護観察所調べ)

※当欄に計上しているのは、刑の一部の執行猶予判決を受け、その実刑部分の執行を終了して猶予期間の保護観察を開始した者である。

表 2-2 プログラムでの簡易薬物検出検査の実施状況

	実施実人員	実施人員（延べ）	陽性
令和 2 年	213	1, 118	4
令和 3 年	175	※609	
令和 4 年	216	1, 376	2
令和 5 年	193	1, 325	
令和 6 年	184	1, 187	0

(神戸保護観察所調べ)

※令和 3 年に検査延べ人員が減少しているのは、3 度の緊急事態宣言の影響により、累計約 7 か月間プログラムを中断した影響による。

目標 3 : 取締りの強化

1 現状と課題

(1) 現状

ア 県内の検挙状況について

令和 6 年中の県内における薬物事犯の検挙人員は 766 人と令和 5 年と比べ 42 人増加した。そのうち、覚醒剤事犯の検挙人員は 273 人と令和 5 年と比べ 16 人増加しており、全薬物事犯の検挙人員の 35.6%を占めている。また、再犯者は、273 人中 182 人と 66.7%を占めている。

大麻事犯の検挙人員は 451 人と令和 5 年と比べ 4 人増加した。そのうち、30 歳未満が 330 人と検挙人員の 73.2%を占めており、若年層を中心に大麻乱用が認められる。

シンナーによる少年の検挙は 0 人となっている。(表 3-1、3-2、3-3、3-4)

イ 密売方法について

携帯電話、インターネットや SNS の急速な普及により、これらを利用した密売方法がより巧妙化し、乱用者にとっては薬物がより容易に入手できるようになっている。

ウ 危険ドラッグ*について

危険ドラッグ販売店に対する近畿厚生局麻薬取締部、警察、県、市保健所等による指導、取締りの強化、及び「薬物の濫用の防止に関する条例」制定による規制強化等により、県下で最高 35 か所あった販売店を平成 27 年 2 月末に全て廃業させるに至った。

しかし、その後も指定薬物による検挙が一定数みられること、また税関による指定薬物密輸の摘発が一定数見られることから、引き続き警戒を要する。

一方で、令和 5 年度は、規制薬物類似物質の合成カンナビノイドによる健康被害が社会問題となった。本県においては「薬物の濫用の防止に関する条例」を初めて適用し、健康被害が発生した未規制物質を含有する疑いのある製品を貯蔵等していた販売店 3 店舗について、条例に基づく「知事監視店」として指定した。

※麻薬や向精神薬、大麻、覚醒剤の化学構造に似せた成分を含んでおり、「合法」、「脱法」などと称し、多幸感や快感を高めたり、幻覚作用等を有するもので、人に乱用させることを目的として販売等されている製品を言う。

エ 正規流通医薬品等について

我が国の医療用の麻薬等による不正使用事犯は非常に少ない。これは、厳格な法規制や、厳正な取扱いの徹底の浸透により、不正な使用や譲渡が防止されたためであるといえる。

しかし、平成 30 年には、県内で複数薬局を経営する薬剤師が、利益を上げるために、適法に薬局で購入した向精神薬等を自ら各薬局から持ち出し、インターネットを介して知り合った密売人に不正販売し、密売人がそれを一般客に転売することで、それぞれが利益を得るといった不正譲渡事案等が発生している。

また、濫用等のおそれのある医薬品成分を含む市販薬の乱用（オーバードーズ）が増加している実態も報告されており、注意が必要である。

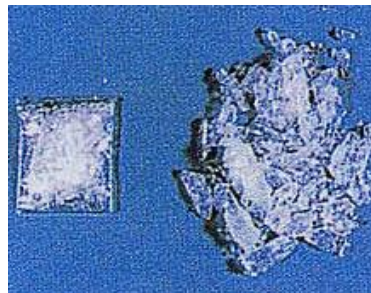
(2) 課 題

- ア 薬物事犯検挙者数が高水準で推移している。
- イ 若年層を中心とした大麻乱用の増加が続いている。
- ウ 携帯電話やインターネットの悪用等密売方法が巧妙化している。
- エ 危険ドラッグ販売店等が潜在化している。
- オ 向精神薬の不正流通及び乱用事案に加えて、その悪用による凶悪犯罪等が見られる。
- カ 濫用等のおそれのある医薬品成分を含む市販薬は、簡単に購入できてしまう。

乾燥大麻(マリファナ)



覚 醒 剤



危険ドラッグ



2 [目標3：取締りの強化] のための対策と取組内容

対 策	取 組 内 容
(1) 組織犯罪対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬物犯罪組織の壊滅(警、近麻、海保) ・ 暴力団等による密輸・密売の取締り (警、近麻、海保) ・ 上部被疑者への突き上げ捜査の徹底 (警、近麻、海保) ・ 組織的な密輸・密売事犯に重点指向した取締り (警、近麻)
(2) 犯罪収益対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 麻薬特例法等を活用した捜査の推進(警、近麻、海保) ・ 犯罪収益の没収・追徴等犯罪収益対策の推進(警、近麻)
(3) 巧妙化する密売方法への対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ 取締用装備、資器材等の拡充 (警、近麻) ・ サイバー空間からの薬物密売事犯の根絶 (警、近麻)
(4) 末端乱用者に対する取締りの徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ 薬物末端乱用者に対する取締りの徹底と突き上げ捜査の推進 (警、近麻) ・ 大麻、シンナー等薬物乱用少年の取締り、たまり場等の総点検活動 (警、近麻)
(5) 正規流通の指導監督の徹底	<ul style="list-style-type: none"> ・ 危険有害な化学物質を製造・取扱う事業場に対する監督指導等による労働者の健康障害の防止 (労) ・ 麻薬等取扱施設への立入検査 (近麻、保医) ・ 向精神薬の不正流通等の情報収集と関係機関との連携強化(医、薬、警、近麻、保医、保) ・ 麻薬・覚醒剤等取扱者に対する説明会 (医、薬、保医) ・ 毒物劇物営業者に対する立入検査 (保医、保) ・ 濫用等のおそれのある医薬品を販売する際のルール of 徹底 (保医、薬)
(6) 関係機関の連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 兵庫県薬物乱用防止対策推進会議の設置・運営(保医)
(7) 危険ドラッグ等、多様化する乱用薬物に関する監視指導等の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大麻等薬物の危険性・有害性等についての広報啓発 (警、近麻、保医、保他) ・ 乱用薬物に関する情報提供・広報啓発活動の推進 (警、近麻、保医、保他) ・ 危険ドラッグ販売店等への立入検査、指導 (警、近麻、保医、保) ・ 危険ドラッグを販売する店舗や薬物乱用の場所となる深夜営業飲食店等の実態把握と取締り (警、近麻、保医) ・ 危険ドラッグの買上、検査 (近麻、保医)

「警」は、警察、「近麻」は、近畿厚生局麻薬取締部、「海保」は、神戸海上保安部、「保医」は、県保健医療部、「保」は、保健所設置市、「労」は、兵庫労働局、「医」は、県医師会、「薬」は、県薬剤師会

3 指標

表3-1 薬物事犯検挙人員状況（兵庫県）

区分 \ 年別	R2	R3	R4	R5	R6
薬物事犯	699	714	616	724	766
覚醒剤事犯	386	376	268	257	273
大麻事犯	299	312	323	447	451
麻薬・向精神薬・あへん事犯	14	26	25	20	42
錠剤型麻薬(MDMA)	1	14	9	4	3

兵庫県警察本部調べ

薬物事犯検挙人員状況（全国）

区分 \ 年別	R2	R3	R4	R5	R6
薬物事犯	14,079 (14,567)	13,862 (14,408)	12,142	13,330	13,462
覚醒剤事犯	8,471 (8,654)	7,824 (7,970)	6,124	5,914	6,124
大麻事犯	5,034 (5,260)	5,482 (5,783)	5,342	6,482	6,078
麻薬・向精神薬・あへん事犯	574 (638)	556 (655)	676	934	1,250
錠剤型麻薬(MDMA)	201	221	229	237	247

兵庫県警察本部調べ

()は、警察庁、厚生労働省、海上保安庁(厚生労働省集計)調べの数値

表3-2 兵庫県における大麻事犯年齢別検挙状況

年別 年齢別	R5		R6		増減
	検挙人員	構成比	検挙人員	構成比	検挙人員
合計	447		451		4
20歳未満	86	19.2%	90	20.0%	4
20歳～29歳	262	58.6%	240	53.2%	-22
30歳～39歳	55	12.3%	67	14.9%	12
40歳～49歳	26	5.8%	31	6.9%	5
50歳以上	18	4.0%	23	5.1%	5

兵庫県警察本部調べ

表 3-3 薬物乱用少年の推移(兵庫県)

区分 \ 年別	R2	R3	R4	R5	R6
薬物乱用少年	79	67	82	92	100
うち覚醒剤	6	10	7	5	5
うち大麻・麻薬等	73	57	75	86	95
うちシンナー	0	0	0	1	0

兵庫県警察本部調べ

薬物乱用少年の推移(全国)

区分 \ 年別	R2	R3	R4	R5	R6
薬物乱用少年	1,046	1,159	1,079	1,442	1,419
うち覚醒剤	96	115	103	106	113
うち大麻・麻薬等	947	1,040	970	1,335	1,304
うちシンナー	3	4	6	1	2

(注) シンナーは、毒物及び劇物取締法の吸入及び吸入目的所持事犯(興奮作用等有する毒劇物の摂取・所持)のみを計上した。

兵庫県警察本部調べ

表 3-4 兵庫県における薬物事犯の初犯者検挙状況(人員)

区分 \ 年別	R2	R3	R4	R5	R6
薬物事犯(麻薬、大麻、覚醒剤)	699	714	616	724	766
うち初犯者	430	443	402	497	518
構成比(%)	61.5%	62.0%	65.3%	68.6%	67.6%
覚醒剤事犯	386	376	268	257	273
うち初犯者	154	142	93	85	91
構成比(%)	39.9%	37.8%	34.7%	33.1%	33.0%
大麻事犯	299	312	323	447	451
うち初犯者	267	276	285	393	393
構成比(%)	89.3%	88.5%	88.2%	87.9%	87.1%

(注) 初犯者は、同種薬物の前科がない者を計上したもの

兵庫県警察本部調べ

表3-5 薬物押収量(兵庫県)

区分\年別	R2	R3	R4	R5	R6	増減	
覚醒剤(g)	6,151.6	405.4	5,762.8	10,878.8	290.3	-10,588.5	
乾燥大麻(g)	1,293.6	2,793.0	3,924.4	11,779.6	12,976.5	+1,196.9	
大麻草	(本)	1,835	218	57	202	753	+551
	(g)	17,240.3	124.4	151.7	2,974.4	2,949.5	-24.9
大麻濃縮物(g)	—	123.7	2,037.2	168.8	101.4	-67.5	
大麻樹脂(g)	274.3	0	0.0	84.9	0	-84.9	
コカイン(g)	15.5	0.8	17.6	27.5	1,266.8	+1,239.4	
ヘロイン(g)	14.2	0	0	0	0	±0	
MDMA(錠)	12	9,027	6,450	116	3	-113	

(注) 大麻草(g)は本数で数えられないものの重量を示す。

0は押収なし。0.0は若干の押収ありを示す。

兵庫県警察本部調べ

薬物押収量(全国)

区分\年別	R2	R3	R4	R5	R6	増減	
覚醒剤(kg)	437.2	688.8	289.0	1,342.9	1,409.0	+66.1	
乾燥大麻(kg)	265.1	329.7	289.6	784.5	318.0	-466.5	
大麻草	(本)	9,893	7,301	7,563	9,312	5,877	-3435
	(kg)	37.9	17.8	11.2	27.2	16.9	-10.3
大麻濃縮物(kg)	—	22.2	74.0	35.7	67.6	+31.9	
大麻樹脂(kg)	3.4	2.1	5.6	1.0	9.2	+8.2	
コカイン(kg)	23.4	10.0	41.8	53.4	247.2	+193.8	
ヘロイン(kg)	14.8	0.0	0.0	0.0	0.0	±0	
MDMA(錠)	90,218	54,192	74,747	169,374	200,724	+31,350	

兵庫県警察本部調べ

表3-6 薬物事犯検挙人員に占める暴力団・来日外国人関係者数

		R2	R3	R4	R5	R6
兵庫県	検挙人員	699	714	616	724	766
	うち暴力団関係者	160	137	81	73	38
	比率(%)	22.9%	19.2%	13.1%	10.1%	5.0%
	うち外国人	34	41	34	25	40
	比率(%)	4.9%	5.7%	5.5%	3.4%	5.2%
全国	検挙人員	14,079	13,862	12,142	13,330	13,462
	うち暴力団関係者	4,387	3,892	2,915	2,778	2,346
	比率(%)	31.2%	28.1%	24.0%	20.8%	17.4%
	うち外国人	888	1,086	977	1,201	579
	比率(%)	6.3%	7.8%	8.0%	9.0%	4.3%

兵庫県警察本部調べ

表 3 - 7 麻薬・向精神薬の盗難、所在不明等件数

麻 薬		R1	R2	R3	R4	R5
全 国	盗 難	3	2	2	4	9
	所在不明	295	310	279	256	258
兵庫県	盗 難	0	1	0	0	0
	所在不明	8	11	13	10	7

向精神薬		R1	R2	R3	R4	R5
全 国	盗 難	22	35	17	18	18
	所在不明	25	31	34	33	46
	詐 取	53	52	96	64	58
兵庫県	盗 難	0	0	1	0	0
	所在不明	2	3	0	8	4
	詐 取	2	0	21	1	0

兵庫県調べ

表 3 - 8 兵庫県における麻薬、向精神薬、覚醒剤等取扱者への立入検査状況(令和6年度)

	立入検査			違反発見		違反処分		
	対象数	実施数	%	箇所	%	厳重注意	行政処分	送致
麻	対象数	実施数	%	箇所	%	厳重注意	行政処分	送致
	5,253	653	12.4%	23	3.5%	0	0	1
向	対象数	実施数	%	箇所	%	厳重注意	行政処分	送致
	3,295	818	24.8%	0	0%	0	0	0
覚	対象数	実施数	%	箇所	%	厳重注意	行政処分	送致
	2,823	714	25.3%	5	0.7%	0	0	0

兵庫県調べ

目標 4 : 密輸対策の強化

1 現状と課題

(1) 現状

全国の税関における摘発状況(表4-1、表4-2)

令和6年中の不正薬物*1の摘発件数は1,020件(前年比24%増)と増加し、押収量*2,3は約2,579kg(同6%減)と減少した。不正薬物全体の押収量は、初めて2年連続で2トンを超え、過去3番目を記録し、極めて深刻な状況となっている。

*1 覚醒剤、大麻、あへん、麻薬(ヘロイン、コカイン、MDMA等)、向精神薬及び指定薬物をいう。

*2 錠剤型薬物を除く。*3 重量等未確定につき含まれないものがある。以下、個々の押収量についても同様。

[覚醒剤事犯]

- ・摘発件数は139件(同53%減)と減少し、押収量は約1,761kg(同22%減)と共に減少した。
- ・押収した覚醒剤は、薬物乱用者の通常使用量で約5,870万回分、末端価格にして約1,162億円に相当する。

[大麻事犯] *4

- ・摘発件数は390件(同約2.9倍)、押収量は約344kg(同約2倍)と共に増加し、摘発件数は過去最高を記録した。

*4 大麻には、令和6年12月12日に施行された大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律における、麻薬である大麻及びTHC類製品を含む。THC類製品とは、大麻の有害成分であるTHC類(テトラヒドロカンナビノール類)を含有する液体や菓子類をいう。

[麻薬事犯]

- ・麻薬の摘発件数は322件(同34%増)、押収量は、約464kg(同49%増)、錠剤型は約67千錠(同37%増)と共に増加し、摘発件数は過去最高を記録した。
- ・麻薬のうち、コカインの摘発件数は54件(同24%減)と減少し、押収量は約260kg(同約2.1倍)と増加した。

[指定薬物事犯]

- ・指定薬物の摘発件数は163件(同14%増)と増加し、押収量は約10kg(同22%減)と減少した。

(2) 課題

- ア 巧妙化・広域化する密輸入事犯への対応及び関係機関との連携
- イ 民間からの不審情報提供への対応等、官民一体となった取組みの推進

2 [目標4：密輸対策の強化] のための対策と取組内容

対 策	取 組 内 容
(1) 密輸に関する情報収集の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 街頭キャンペーン等を通じて、広く一般県民に広報し、密輸に関する情報提供の呼びかけ（警、税、海保） ・ 民間との協力関係構築による情報収集の強化（税、海保）
(2) 密輸取締体制等の強化・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 積極的な管内小規模港湾・漁港の巡視警戒（海保） ・ 関係機関との積極的な情報交換及び合同取締りを通じた密輸取締体制の強化（税） ・ 神戸海上保安部では関係機関との情報交換を行い、密輸取締体制等の強化を推進（海保） ・ 貨物、旅客、乗組員等にかかる事前情報を早期入手し、検査対象を絞った重点的な取締りの実施（税） ・ 監視艇、麻薬探知犬、大型X線検査装置等の取締機器を活用した密輸取締り（税）
(3) 更なる密輸ルート の 解明 と 海空路による密輸への対応の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係取締機関との更なる連携強化（警、近麻、税、海保）

「警」は、警察、「近麻」は、近畿厚生局麻薬取締部、「税」は、神戸税関、「海保」は、神戸海上保安部

3 指標

表4-1 不正薬物の密輸摘発実績（全国分）

種 類	年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	前年比
覚醒剤	件	72	95	301	297	139	47%
	kg	811	1,014	665	2,246	1,761	78%
大 麻	件	204	199	138	135	390	289%
	kg	126	153	473	171	344	201%
大麻草	件	86	94	57	76	234	308%
	kg	49	22	315	88	211	241%
大麻樹脂等	件	118	105	81	59	156	264%
	kg	76	132	157	83	133	159%
あへん	件	-	1	-	-	2	全増
	kg	-	4	-	-	0	全増
麻 薬	件	167	233	237	240	322	134%
	kg	822	61	188	312	464	149%
	千錠	90	133	82	49	67	137%
ヘロイン	件	2	-	-	-	2	全増
	kg	0	-	-	-	0	全増
コカイン	件	27	34	28	71	54	76%
	kg	820	14	49	123	260	211%
MDMA等	件	74	81	98	61	90	148%
	kg	2	30	94	117	139	119%
	千錠	90	130	81	48	67	137%
その他麻薬	件	64	118	111	108	176	163%
	kg	1	16	46	71	65	91%
	千錠	0	3	0	0	0	33%
向精神薬	件	2	6	16	10	4	40%
	kg	-	0	0	0	0	4%
	千錠	1	1	2	1	1	93%
指定薬物	件	300	302	354	143	163	114%
	kg	169	19	19	13	10	78%
合計	件	745	836	1,046	825	1,020	124%
	kg	1,928	1,251	1,346	2,741	2,579	94%
	千錠	91	134	84	49	67	136%
(参考)使用回数	万回	5,530	3,577	2,608	8,003	6,919	86%

- (注)
1. 税関が摘発した密輸事犯のほか、警察等他機関が摘発した事件で、税関は当該事件に関与したものを含む。
 2. 覚醒剤は、覚醒剤及び覚醒剤原料の合計を示す。
 3. 大麻草は、令和6年12月12日に施行された大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律における、麻薬である大麻も含む。
 4. 大麻樹脂等は、大麻樹脂、大麻リキッド、大麻菓子等のほか、令和6年12月12日に施行された大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律における、麻薬であるTHC類製品も含む。THC類製品とは、大麻の有害成分であるTHC類（テトラヒドロカンナビノール類）を含有する液体・菓子類をいう。
 5. MDMA等は、MDMA、MDA及びMDEの合計を示す
 6. その他麻薬には、ケタミン・LSD等が含まれる
 7. (参考)使用回数は、以下の不正薬物について、乱用者の通常の一回分使用量をもとに換算し、合計したものである。
(覚醒剤：0.03g、大麻草：0.5g、大麻樹脂：0.1g、あへん：0.3g、ヘロイン：0.01g、コカイン：0.03g、MDMA等及び向精神薬：1錠)
 8. 端数処理のため数値が合わないことがある。
 9. 数量の表記について、「0」とは500gまたは500錠未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。
 10. 令和6年の数値は速報値である。

表4-2 不正薬物の密輸形態別摘発件数(全国分)

(件)

形態別	年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	前年比		構成比	
							前年比	構成比		
航空機旅客による密輸入		70	24	93	271	284	105%	28%		
国際郵便物を利用した密輸入		567	689	728	385	551	143%	54%		
商業貨物を利用した密輸入		108	123	222	165	171	104%	17%		
	航空貨物	95	108	205	156	162	104%	16%		
	海上貨物	13	15	17	9	9	100%	1%		
船員等による密輸入		-	-	3	4	14	350%	1%		
合計		745	836	1,046	825	1,020	124%	100%		

(注) 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

表4-3 覚醒剤の密輸形態別摘発実績(全国分)

(上段:件、下段:kg)

形態別	年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	前年比		構成比	
							前年比	構成比		
航空機旅客による密輸入		23	5	43	89	60	67%	43%		
		54	35	108	420	311	74%	18%		
国際郵便物を利用した密輸入		23	33	128	102	32	31%	23%		
		14	62	154	140	41	30%	2%		
商業貨物を利用した密輸入		26	57	130	105	44	42%	32%		
		743	917	402	1,686	1,409	84%	80%		
	航空貨物	20	50	127	99	39	39%	28%		
	103	266	375	737	394	53%	22%			
海上貨物		6	7	3	6	5	83%	4%		
		639	650	28	949	1,015	107%	58%		
船員等による密輸入		-	-	-	1	3	300%	2%		
		-	-	-	0	0	全増	0%		
合計		72	95	301	297	139	47%	100%		
		811	1,014	665	2,246	1,761	78%	100%		

(注) 1. 航空機旅客には、航空機乗組員を含み、船員等には、洋上取引、船舶旅客を含む。また、商業貨物には、別送品を含む。

2. 端数処理のため数値が合わないことがある。

3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

表4-4 覚醒剤の仕出地別摘発実績（全国分）

（上段：件、下段：kg）

仕出地	年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	構成比	合計	
アジア		29	30	101	76	47	34%	283	
		153	588	154	149	163	9%	1,207	
	マレーシア	4	11	17	14	13	9%	59	
		14	69	52	44	36	2%	215	
	タイ	7	7	22	31	14	10%	81	
		120	13	45	49	46	3%	274	
	ベトナム	8	4	19	10	11	8%	52	
		3	4	5	16	71	4%	99	
	中国(香港・マカオを含む)	4	3	6	3	2	1%	18	
		11	445	10	4	3	0%	473	
	中国	1	1	3	1	1	1%	7	
		2	15	6	0	0	0%	23	
	香港	3	2	3	2	1	1%	11	
		9	430	4	4	3	0%	450	
	マカオ	-	-	-	-	-	-	-	0
	フィリピン	-	2	6	2	2	1%	12	
		-	0	4	3	0	0%	8	
ラオス	1	1	8	3	-	-	13		
	2	3	18	5	-	-	28		
パキスタン	-	1	6	5	-	-	12		
	-	49	2	9	-	-	59		
韓国	-	1	11	2	-	-	14		
	-	5	2	5	-	-	12		
台湾	4	-	-	1	1	1%	6		
	1	-	-	0	0	0%	1		
カンボジア	-	-	-	-	1	1%	1		
	-	-	-	-	6	0%	6		
インド	1	-	6	3	1	1%	11		
	2	-	16	8	1	0%	27		
中東		7	6	28	29	3	2%	73	
		28	64	132	884	8	1%	1,117	
	トルコ	2	3	6	7	1	1%	19	
		6	16	16	110	2	0%	149	
	アラブ首長国連邦	2	2	10	9	2	1%	25	
	16	45	94	744	6	0%	905		
イラン	2	1	2	2	-	-	7		
	4	3	0	21	-	-	28		
アフリカ		5	8	33	18	-	-	64	
		259	34	74	106	-	-	474	
	南アフリカ	4	6	13	6	-	-	29	
		258	18	43	89	-	-	408	
	ガーナ	-	1	-	3	-	-	4	
		-	10	-	1	-	-	11	
	ナイジェリア	-	1	4	-	-	-	5	
	-	6	3	-	-	-	9		
ケニア	-	-	3	4	-	-	7		
	-	-	2	6	-	-	8		
欧州		10	24	40	29	15	11%	118	
		14	35	96	52	44	2%	240	
	イギリス	3	9	16	7	2	1%	37	
		8	13	35	4	3	0%	63	
	オランダ	2	5	3	3	4	3%	17	
		0	0	0	1	15	1%	16	
	フランス	-	4	4	7	3	2%	18	
		-	6	7	22	11	1%	46	
	ドイツ	1	2	5	1	1	1%	10	
		0	10	25	1	0	0%	36	
	ベルギー	1	2	5	5	1	1%	14	
		6	1	16	5	2	0%	30	
イタリア	-	-	-	1	1	1%	2		
	-	-	-	3	8	0%	11		
アイルランド	-	1	-	-	-	-	1		
	-	4	-	-	-	-	4		
スペイン	-	-	-	2	-	-	2		
	-	-	-	12	-	-	12		
北米		12	19	83	112	55	40%	281	
		245	83	177	714	570	32%	1,789	
	米国	9	14	58	75	32	23%	188	
		1	75	102	398	390	22%	965	
カナダ	3	5	25	37	23	17%	93		
	244	8	76	316	180	10%	824		
中南米		9	8	16	32	18	13%	83	
		111	209	32	341	977	56%	1,670	
	メキシコ	9	8	13	29	17	12%	76	
		111	209	31	339	787	45%	1,477	
グアテマラ	-	-	-	2	1	1%	3		
	-	-	-	2	190	11%	192		

オセアニア	-	-	-	-	-	-	-
不明	-	-	-	1	1	1%	2
合計	72	95	301	297	139	100%	904
	811	1,014	665	2,246	1,761	100%	6,496

- (注) 1. 端数処理のため数値が合わないことがある
2. 仕出地の内訳は、主だった国、地域を記している。
3. 数量の表記について、「0」とは500g未満の場合を示し、「-」とは全く無い場合を示す。

関係機関業務内容・連絡先

国の機関

機 関 名	薬物に関する業務内容	電 話 番 号 F A X 番 号	E - m a i l
神戸地方検察庁	薬物事犯に関する捜査・公判活動	078-367-6067 078-367-6068	
神戸刑務所	覚醒剤等薬物事犯受刑者に対する薬物依存離脱指導	078-936-0911 078-938-2034	
神戸拘置所	薬物事犯受刑者に対する薬物依存離脱指導	078-743-3663 078-747-2004	
神戸少年鑑別所	薬物非行少年の鑑別、成人薬物事犯者の心理査定等	078-351-0761 078-366-2228	
神戸保護観察所	薬物事犯者に対する断薬指導等	078-351-4004 078-366-2227	
大阪出入国在留管理局神戸支局	薬物事犯により有罪判決を受けた外国人に対する退去強制手続	078-391-6377 078-325-2097	
神戸税関	薬物の密輸出入取締業務	078-333-3052 078-333-3078	
神戸運輸監理部 兵庫陸運部	薬物乱用防止に関する知識の普及、啓発活動	078-453-1103 078-431-8761	
神戸海上保安部	薬物の密輸出入取締業務	078-331-2027 078-331-8441	
兵庫労働局労働基準部健康課	化学物質による健康障害防止対策について	078-367-9153 078-367-9166	
兵庫労働局職業安定部職業安定課	職業安定所利用者に対する普及啓発	078-367-0800 078-367-3852	
近畿厚生局麻薬取締部	薬物事犯の取締り、相談、啓発、再乱用防止対策	06-6949-6336 06-6949-6339	
近畿厚生局麻薬取締部神戸分室	薬物事犯の取締り、相談、啓発、再乱用防止対策	078-391-0487 078-325-3769	

県の機関（警察本部）

機 関 名	薬物に関する業務内容	電 話 番 号 F A X 番 号	E - m a i l
薬物銃器対策課	薬物事犯の取締り 薬物乱用防止啓発活動	078-341-7441 078-351-7806	yakujyu@police.pref.hyogo.lg.jp
少年課	少年問題に関する相談 薬物乱用防止啓発活動	078-341-7441 078-351-7829	

県の機関（行政）

機 関 名	薬物に関する業務内容	電 話 番 号 F A X 番 号	E - m a i l
男 女 青 少 年 課	青少年の薬物乱用防止のための普及啓発	078-362-3142 078-362-3891	danjoseishounen@pref.hyogo.lg.jp
薬 務 課	兵庫県薬物対策推進会議事務局 麻薬等正規流通の監督 薬物乱用防止対策全般 (指導、普及啓発、相談体制等)	078-362-3270 078-362-4713	yakumuka@pref.hyogo.lg.jp
障 害 福 祉 課	精神科救急医療体制に関すること 依存症対策総合支援に関すること	078-362-9498 078-362-3911	shougaika@pref.hyogo.lg.jp
教 育 課	私立学校への情報提供	078-362-3104 078-362-9389	kyouikuka@pref.hyogo.lg.jp
精神保健福祉 センター	薬物関連問題の相談 (必要に応じて医師相談あり) 家族教室	078-252-4980 078-252-4981	

県の機関（教育委員会）

機 関 名	薬物に関する業務内容	電 話 番 号 F A X 番 号	E - m a i l
義務教育課	教職員の資質向上 児童生徒への啓発(生徒指導)	078-362-3721 078-362-4286	gimukyoku@pref.hyogo.lg.jp
高校教育課	県立高等学校並びに県立中等教育学校への啓発(生徒指導) 教職員の資質向上	078-362-3778 078-362-4288	koukoukyoku@pref.hyogo.lg.jp
社会教育課	普及啓発活動への協力	078-362-3782 078-362-3927	syakaikyoku@pref.hyogo.lg.jp
体育保健課	教職員の資質向上 児童生徒への啓発(健康教育)	078-362-3789 078-362-3959	taiikuhokenka@pref.hyogo.lg.jp

県の機関（医療）

機 関 名	薬物に関する業務内容	電 話 番 号 F A X 番 号	E - m a i l
県立ひょうご こころの医療 センター	精神科医療	078-581-1013 078-583-3797	

神戸市の機関

機 関 名	薬物に関する業務内容	電 話 番 号 F A X 番 号	E - m a i l
保 健 所	薬物乱用防止に関する知識普及、啓発活動の実施	078-322-6796 078-322-5839	kobe_yakumu@city.kobe.lg.jp
教育委員会	薬物乱用防止活動の推進実態調査	078-984-0724 078-984-0729	jidou-seito@office.city.kobe.lg.jp

保健所設置市の機関

機 関 名	薬物に関する業務内容	電 話 番 号 F A X 番 号	E - m a i l
姫路市保健所	薬物乱用防止に関する知識普及、啓発活動の実施	079-289-1631 079-289-0099	hokensho-iyaku@city.himeji.lg.jp
尼崎市保健所	薬物乱用防止に関する知識普及、啓発活動の実施	06-4869-3010 06-4869-3049	ama-hokenkikaku@city.amagasaki.hyogo.jp
西宮市保健所	薬物乱用防止に関する知識普及、啓発活動の実施	0798-26-3775 0798-33-1174	hokensyo@nishi.or.jp
あかし保健所	薬物乱用防止に関する知識普及、啓発活動の実施	078-918-5414 078-918-5440	hokensoumu@city.akashi.lg.jp

民間等の機関

機 関 名	薬物に関する業務内容	電 話 番 号 F A X 番 号	E - m a i l
公益社団法人兵庫県防犯協会連合会	薬物乱用防止のための啓発活動、講演などの予防啓発	078-351-7877 078-351-7913	h-bouhan@f5.dion.ne.jp
一般社団法人兵庫県医師会	薬物乱用防止のための啓発活動、講演などの予防啓発	078-231-4114 078-231-8111	
一般社団法人兵庫県薬剤師会	薬物乱用防止のための啓発活動、講演などの予防啓発	078-341-7585 078-341-7113	info@hps.or.jp
一般社団法人兵庫県精神科病院協会	精神科医療による薬物治療	078-230-1128 078-230-1138	hyoseikyo@bird.ocn.ne.jp
兵庫県薬物乱用防止指導員協議会	薬物乱用防止のための啓発活動、講演などの予防啓発	078-362-3270 078-362-4713	yakumuka@pref.hyogo.lg.jp
公益財団法人兵庫県青少年本部	青少年の薬物乱用防止のための普及啓発	078-891-7410 078-891-7418	honbu1967@seishonen.or.jp

薬物に関する相談窓口

機 関 名	薬物に関する相談内容	連絡先番号
兵庫県警察本部 薬物銃器対策課	麻薬・覚醒剤に関する相談・情報 「覚醒剤110番」 各警察署でも受付	078-361-0110
近畿厚生局麻薬取締部神 戸分室	麻薬・覚醒剤に関する相談・情報	078-391-0487
兵庫県警察本部 少年相談室	少年問題に関する相談・情報 少年相談電話「ヤングトーク」	0120-786-109

薬物相談窓口（兵庫県）

機 関 名	薬物に関する相談内容	連絡先番号
芦屋健康福祉事務所	薬物相談全般	0797-26-8153
宝塚健康福祉事務所	薬物相談全般	0797-62-7314
伊丹健康福祉事務所	薬物相談全般	072-785-9433
加古川健康福祉事務所	薬物相談全般	079-422-0005
加東健康福祉事務所	薬物相談全般	0795-42-9371
中播磨健康福祉事務所	薬物相談全般	0790-22-1234
龍野健康福祉事務所	薬物相談全般	0791-63-5683
赤穂健康福祉事務所	薬物相談全般	0791-43-2937
豊岡健康福祉事務所	薬物相談全般	0796-26-3666
朝来健康福祉事務所	薬物相談全般	079-672-6872
丹波健康福祉事務所	薬物相談全般	0795-73-3770
洲本健康福祉事務所	薬物相談全般	0799-26-2067
薬務課	薬物相談全般	078-362-3270
精神保健福祉センター	薬物相談全般（来所相談は予約制）	078-252-4980
ひょうご・こうべ依存症 対策センター	依存症（薬物依存症含む）に関する 相談	078-251-5515 (#7330)

薬物相談窓口（保健所設置市）

機 関 名	薬物に関する相談内容	連絡先番号
神戸市保健所	薬物相談全般	078-322-6796
東灘保健センター	薬物相談全般	078-841-4131
灘保健センター	薬物相談全般	078-843-7001
中央保健センター	薬物相談全般	078-335-7511
兵庫保健センター	薬物相談全般	078-511-2111
北保健センター	薬物相談全般	078-593-1111
北神保健センター	薬物相談全般	078-981-5377
長田保健センター	薬物相談全般	078-579-2311
須磨保健センター	薬物相談全般	078-731-4341 078-793-1313（北須磨）
垂水保健センター	薬物相談全般	078-708-5151
西保健センター	薬物相談全般	078-940-9501
神戸市精神保健福祉センター	薬物相談全般（相談は予約制）	078-371-1900
姫路市保健所	薬物相談全般	079-289-1645
中央保健センター	薬物相談全般	079-289-1654
中央保健センター北分室	薬物相談全般	079-265-3075
中央保健センター安富分室	薬物相談全般	0790-66-2921
南保健センター	薬物相談全般	079-235-0320
南保健センター家島分室	薬物相談全般	079-325-1428
西保健センター	薬物相談全般	079-236-1473
姫路市総合教育センター	薬物相談全般 （少年の薬物相談）	079-224-5843

尼崎市保健所	薬物相談全般	06-4869-3053
北部保健福祉センター	薬物相談全般	06-4950-0637
南部保健福祉センター	薬物相談全般	06-6415-6342
あかし保健所	薬物相談全般	078-918-5414
西宮市保健所	薬物相談全般	0798-26-3160
中央保健福祉センター	薬物相談全般	0798-35-3310
北口保健福祉センター	薬物相談全般	0798-64-5097
山口保健福祉センター	薬物相談全般	078-904-3160
塩瀬保健福祉センター	薬物相談全般	0797-61-1766
鳴尾保健福祉センター	薬物相談全般	0798-42-6630